

第2 連結納税基本通達関係

平成15年2月28日付課法2-3ほか1課共同「連結納税基本通達の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 省略用語例

改 正 後	改 正 前
省 略 用 語 例 連結納税基本通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。 法 法人税法 令 法人税法施行令 規則 法人税法施行規則 措置法 租税特別措置法 措置法令 租税特別措置法施行令 通則法 国税通則法 通則法令 国税通則法施行令 耐用年数省令 減価償却資産の耐用年数等に関する省令	省 略 用 語 例 連結納税基本通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。 法 法人税法 令 法人税法施行令 規則 法人税法施行規則 措置法 租税特別措置法 措置法令 租税特別措置法施行令 通則法 国税通則法 通則法令 国税通則法施行令 耐用年数省令 減価償却資産の耐用年数等に関する省令 <u>旧資産流動化法</u> <u>特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成12年法律第97号)</u> <u>第1条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律</u>

二 目 次

改 正 後	改 正 前
第 1 章 総 則 第 1 節 納税地及び納税義務 第 2 節 完全支配関係 第 3 節 連結納税に係る承認申請等 第 4 節 事業年度及び連結事業年度 第 5 節 連結同族会社 第 6 節 組織再編成 第 7 節 <u>資本金等の額</u>及び資本等取引 第 8 節 連結利益積立金額 第 9 節 仮決算における経理 第 2 章 収益並びに費用及び損失の計算 第 1 節 収益等の計上に関する通則 第 1 款 棚卸資産の販売による収益 第 2 款 請負による収益 第 3 款 固定資産の譲渡等による収益 第 4 款 有価証券の譲渡による損益 第 5 款 利子、配当、使用料等に係る収益 第 6 款 その他の収益等 第 2 節 費用及び損失の計算に関する通則 第 1 款 売上原価等 第 2 款 販売費及び一般管理費等 第 3 款 損失 第 3 節 有価証券の譲渡損益、時価評価損益等	第 1 章 総 則 第 1 節 納税地及び納税義務 第 2 節 完全支配関係 第 3 節 連結納税に係る承認申請等 第 4 節 事業年度及び連結事業年度 第 5 節 連結同族会社 第 6 節 組織再編成 第 7 節 <u>資本等の金額</u>及び資本等取引 第 8 節 連結利益積立金額 第 9 節 仮決算における経理 第 2 章 収益並びに費用及び損失の計算 第 1 節 収益等の計上に関する通則 第 1 款 棚卸資産の販売による収益 第 2 款 請負による収益 第 3 款 固定資産の譲渡等による収益 第 4 款 有価証券の譲渡による損益 第 5 款 利子、配当、使用料等に係る収益 第 6 款 その他の収益等 第 2 節 費用及び損失の計算に関する通則 第 1 款 売上原価等 第 2 款 販売費及び一般管理費等 第 3 款 損失 第 3 節 有価証券の譲渡損益、時価評価損益等

改 正 後	改 正 前
第 1 款 有価証券の譲渡損益等	第 1 款 有価証券の譲渡損益等
第 2 款 有価証券の取得価額	第 2 款 有価証券の取得価額
第 3 款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法	第 3 款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
第 4 款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等	第 4 款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等
第 5 款 有価証券の時価評価損益	第 5 款 有価証券の時価評価損益
第 6 款 デリバティブ取引に係る損益等	第 6 款 デリバティブ取引に係る損益等
第 7 款 ヘッジ処理による損益	第 7 款 ヘッジ処理による損益
第 4 節 収益及び費用の帰属時期の特例	第 4 節 収益及び費用の帰属時期の特例
第 1 款 長期割賦販売等	第 1 款 長期割賦販売等
第 2 款 工事の請負	第 2 款 工事の請負
第 5 節 割戻し	第 5 節 割戻し
第 1 款 売上割戻し	第 1 款 売上割戻し
第 2 款 仕入割戻し	第 2 款 仕入割戻し
第 6 節 その他	第 6 節 その他
第 3 章 受取配当等	第 3 章 受取配当等
第 1 節 受取配当等の金額	第 1 節 受取配当等の金額
第 2 節 負債の利子の計算	第 2 節 負債の利子の計算
第 1 款 支払利子	第 1 款 支払利子
第 2 款 控除する負債の利子の計算	第 2 款 控除する負債の利子の計算
第 4 章 その他の益金等	第 4 章 その他の益金等
第 1 節 資産の評価益	第 1 節 資産の評価益
第 1 款 通則	第 1 款 通則
第 2 款 有価証券の評価益	第 2 款 有価証券の評価益

第3款 固定資産の評価益

第4款 その他

第2節 受贈益

第1款 広告宣伝用資産等の受贈益

第2款 未払給与の免除益

第5章 棚卸資産の評価

第1節 棚卸資産の取得価額

第1款 購入した棚卸資産

第2款 製造等に係る棚卸資産

第2節 棚卸資産の評価の方法

第1款 原価法

第2款 低価法

第3款 削 除

第4款 評価の方法の選定及び変更

第3節 原価差額の調整

第4節 棚卸しの手続

第6章 減価償却資産の償却等

第1節 減価償却資産の範囲

第1款 減価償却資産

第2款 少額の減価償却資産等

第2節 減価償却の方法

第3節 固定資産の取得価額等

第1款 固定資産の取得価額

第2款 耐用年数の短縮

第3款 固定資産の評価益

第4款 その他

第2節 受贈益

第1款 広告宣伝用資産等の受贈益

第2款 未払賞与の免除益

第5章 棚卸資産の評価

第1節 棚卸資産の取得価額

第1款 購入した棚卸資産

第2款 製造等に係る棚卸資産

第2節 棚卸資産の評価の方法

第1款 原価法

第2款 低価法

第3款 棚卸資産の評価額の計算と評価換え等との関係

第4款 評価の方法の選定及び変更

第3節 原価差額の調整

第4節 棚卸しの手続

第6章 減価償却資産の償却等

第1節 減価償却資産の範囲

第1款 減価償却資産

第2款 少額の減価償却資産等

第2節 減価償却の方法

第3節 固定資産の取得価額等

第1款 固定資産の取得価額

第2款 耐用年数の短縮

改 正 後	改 正 前
第4節 償却限度額等 第1款 通則 第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額 第3款 増加償却 第4款 陳腐化償却 第5款 償却可能限度額まで償却した資産 第5節 償却費の損金経理 第6節 特殊な資産についての償却計算 第1款 鉱業用減価償却資産の償却 第2款 取替資産についての償却 第3款 特別な償却率を適用する資産の償却 第4款 生物の償却 第5款 国外リース資産の償却 第7節 除却損失等 第1款 除却損失等の損金算入 第2款 総合償却資産の除却価額等 第3款 個別償却資産の除却価額等 第8節 資本的支出と修繕費 第9節 劣化資産 第7章 繰延資産の償却 第1節 繰延資産の意義及び範囲等 第2節 繰延資産の償却期間 第3節 償却費の計算	第4節 償却限度額等 第1款 通則 第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額 第3款 増加償却 第4款 陳腐化償却 第5款 償却可能限度額まで償却した資産 第5節 償却費の損金経理 第6節 特殊な資産についての償却計算 第1款 鉱業用減価償却資産の償却 第2款 取替資産についての償却 第3款 特別な償却率を適用する資産の償却 第4款 生物の償却 第5款 国外リース資産の償却 第7節 除却損失等 第1款 除却損失等の損金算入 第2款 総合償却資産の除却価額等 第3款 個別償却資産の除却価額等 第8節 資本的支出と修繕費 第9節 劣化資産 第7章 繰延資産の償却 第1節 繰延資産の意義及び範囲等 第2節 繰延資産の償却期間 第3節 償却費の計算

第8章 その他の損金

第1節 資産の評価損

第1款 通則

第2款 棚卸資産の評価損

第3款 有価証券の評価損

第4款 固定資産の評価損

第2節 役員給与等

第1款 役員等の範囲

第2款 経済的な利益の供与

第3款 定期同額給与

第4款 事前確定届出給与

第5款 損金の額に算入される利益連動給与

第6款 過大な役員給与の額

第7款 退職給与

第8款 使用人給与

第9款 転籍、出向者に対する給与等

第10款 特殊支配同族会社の役員給与

第11款 新株予約権を対価とする費用等

第12款 株式譲渡請求権に係る自己株式の譲渡

第3節 保険料等

第4節 寄附金

第1款 寄附金の範囲等

第2款 国等に対する寄附金

第3款 被災者に対する義援金等

第8章 その他の損金

第1節 資産の評価損

第1款 通則

第2款 棚卸資産の評価損

第3款 有価証券の評価損

第4款 固定資産の評価損

第2節 報酬、給料、賞与及び退職給与等

第1款 役員等の範囲

第2款 役員に対する報酬

第3款 経済的な利益の供与

第4款 賞与

第5款 退職給与

第6款 使用人給与

第7款 転籍、出向者に対する給与等

第8款 株式譲渡請求権に係る自己株式の譲渡

第3節 保険料等

第4節 寄附金

第1款 寄附金の範囲等

第2款 国等に対する寄附金

第3款 被災者に対する義援金等

改 正 後	改 正 前
第4款 その他 第5節 租税公課 第1款 租税 第2款 罰料金 第3款 第二次納税義務による納付税額 第4款 賦課金、納付金等 第6節 貸倒損失 第1款 金銭債権の貸倒れ 第2款 返品債権特別勘定 第7節 負担金 第8節 その他の経費 第1款 商品等の販売に要する景品等の費用 第2款 海外渡航費 第3款 会費及び入会金等の費用 第4款 その他 第9章 圧縮記帳 第1節 圧縮記帳の通則 第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳 第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳 第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳 第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳 第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳 第10章 引当金	第4款 その他 第5節 租税公課 第1款 租税 第2款 罰料金 第3款 第二次納税義務による納付税額 第4款 賦課金、納付金等 第6節 貸倒損失 第1款 金銭債権の貸倒れ 第2款 返品債権特別勘定 第7節 負担金 第8節 その他の経費 第1款 商品等の販売に要する景品等の費用 第2款 海外渡航費 第3款 会費及び入会金等の費用 第4款 その他 第9章 圧縮記帳 第1節 圧縮記帳の通則 第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳 第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳 第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳 第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳 第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳 第10章 引当金

第1節 通則

第2節 貸倒引当金

第1款 通則

第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金

第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金

第3節 返品調整引当金

第11章 繰越連結欠損金

第1節 連結事業年度の連結欠損金

第2節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金

第12章 組織再編成に係る連結所得の金額の計算

第1節 通則

第2節 特定資産に係る譲渡等損失額

第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益

第13章 連結納税への加入等に伴う連結所得の金額の計算

第1節 時価評価法人

第2節 連結納税への加入等に伴う資産の時価評価損益

第3節 連結納税への加入等に伴う長期割賦販売等に係る収益及び費用の処理

第14章 連結法人間取引の損益調整

第1節 通則

第2節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整

第3節 譲渡損益調整額の戻入れ

第1節 通則

第2節 貸倒引当金

第1款 通則

第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金

第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金

第3節 返品調整引当金

第11章 繰越連結欠損金

第1節 連結事業年度の連結欠損金

第2節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金

第12章 組織再編成に係る連結所得の金額の計算

第1節 通則

第2節 特定資産に係る譲渡等損失額

第13章 連結納税への加入等に伴う連結所得の金額の計算

第1節 時価評価法人

第2節 連結納税への加入等に伴う資産の時価評価損益

第3節 連結納税への加入等に伴う長期割賦販売等に係る収益及び費用の処理

第14章 連結法人間取引の損益調整

第1節 通則

第2節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整

第3節 譲渡損益調整額の戻入れ

改 正 後	改 正 前
第 15 章 リース取引 第 1 節 リース取引の意義 第 2 節 売買とされるリース取引 第 1 款 売買とされるリース取引の意義 第 2 款 賃借人の処理 第 3 款 賃貸人の処理 第 3 節 金銭の貸借とされるリース取引 第 1 款 金銭の貸借とされるリース取引の判定 第 2 款 譲渡人の処理 第 3 款 譲受人の処理 第 16 章 借地権の設定等に伴う連結所得の金額の計算 第 17 章 外貨建取引の換算等 第 1 節 外貨建取引に係る会計処理等 第 2 節 外貨建資産等の換算等 第 18 章 特殊な損益の計算 第 1 節 特殊な団体の損益 第 1 款 組合事業による損益 第 2 款 従業員団体の損益 第 2 節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金 第 1 款 事業分量配当等 第 2 款 特別の賦課金 第 3 節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益	第 15 章 リース取引 第 1 節 リース取引の意義 第 2 節 売買とされるリース取引 第 1 款 売買とされるリース取引の意義 第 2 款 賃借人の処理 第 3 款 賃貸人の処理 第 3 節 金銭の貸借とされるリース取引 第 1 款 金銭の貸借とされるリース取引の判定 第 2 款 譲渡人の処理 第 3 款 譲受人の処理 第 16 章 借地権の設定等に伴う連結所得の金額の計算 第 17 章 外貨建取引の換算等 第 1 節 外貨建取引に係る会計処理等 第 2 節 外貨建資産等の換算等 第 18 章 特殊な損益の計算 第 1 節 特殊な団体の損益 第 1 款 組合事業による損益 第 2 款 従業員団体の損益 第 2 節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金 第 1 款 事業分量配当等 第 2 款 特別の賦課金 第 3 節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益

第1款 更生会社等の損益等 第2款 債権者等の損益 第19章 税額の計算 第1節 <u>連結特定同族会社</u>の特別税率 第1款 特別税率の適用を受ける<u>連結特定同族会社</u>の範囲 第2款 連結留保金額の計算 第2節 所得税額の控除 第3節 外国税額の控除 第1款 通則 第2款 外国法人税の直接控除 第3款 外国子会社に係る外国法人税の間接控除 第4款 外国孫会社に係る外国法人税の間接控除 第5款 その他 第4節 連結所得金額の端数計算 第20章 申告、納付及び還付 第1節 申告及び納付 第2節 還付 経過的处理	第1款 更生会社等の損益等 第2款 債権者等の損益 第19章 税額の計算 第1節 <u>連結同族会社</u>の特別税率 第1款 特別税率の適用を受ける<u>連結同族会社</u>の範囲 第2款 連結留保金額の計算 第2節 所得税額の控除 第3節 外国税額の控除 第1款 通則 第2款 外国法人税の直接控除 第3款 外国子会社に係る外国法人税の間接控除 第4款 外国孫会社に係る外国法人税の間接控除 第5款 その他 第4節 連結所得金額の端数計算 第20章 申告、納付及び還付 第1節 申告及び納付 第2節 還付 経過的处理
--	--

三 完全支配関係

改	正	後	改	正	前
(名義株がある場合の完全支配関係の判定)			(名義株がある場合の完全支配関係の判定)		

改 正 後	改 正 前
1 - 2 - 2株主名簿、社員名簿又は定款に記載又は記録されている株主等 (完全支配関係を有することとなった日の意義) 1 - 2 - 3 (1) (2) (3)株式交換の効力を生ずる日 (4)合併の効力を生ずる日 (従業員持株会の構成員たる使用人の範囲) 1 - 2 - 5 (注)法第 34 条第 5 項《使用人兼務役員の範囲》..... ...	1 - 2 - 2株主名簿又は社員名簿に記載されている株主等..... (完全支配関係を有することとなった日の意義) 1 - 2 - 3 (1) (2) (3)株式交換期日 (4)合併期日 (従業員持株会の構成員たる使用人の範囲) 1 - 2 - 5 (注)法第 35 条第 5 項《使用人兼務役員の範囲》..... ...

四 連結納税に係る承認申請等

改 正 後	改 正 前
(最初連結事業年度開始の日の前日までの間に完全支配関係を有しなくなった法人の連結適用制限) 1 - 3 - 3令第 14 条の 3 第 3 項第 3 号..... (注)令第 14 条の 3 第 3 項第 3 号.....	(最初連結事業年度開始の日の前日までの間に完全支配関係を有しなくなった法人の連結適用制限) 1 - 3 - 3令第 14 条の 3 第 3 項第 4 号..... (注)令第 14 条の 3 第 3 項第 4 号.....

五 事業年度及び連結事業年度

改 正 後	改 正 前
(組織変更等の場合の連結事業年度) 1-4-2 連結法人が会社法その他の法令の規定によりその組織又は種類の変更（以下「組織変更等」という。）をして他の組織又は種類の法人となった場合（当該連結法人が、組織変更等後においても組織変更等前の連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係がある場合に限る。）には、組織変更等前の連結法人の解散の登記、組織変更等後の連結法人の設立の登記にかかわらず、当該連結法人の連結事業年度は、その組織変更等によっては区分されず継続することに留意する。 旧有限会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条に規定する旧有限会社をいう。）が、同法第45条《株式会社への商号変更》の規定により株式会社へ商号を変更した場合についても、同様とする。 (解散、継続、合併又は分割の日) 1-4-3 また、同条第2号、第11号及び第15号の「合併の日」とは、合併の効力を生ずる日（新設合併の場合は、新設合併設立法人の設立登記の日）をいい、同条第3号及び第12号の「分割型分割の日」とは、分割の効力を生ずる日（新設分割の場合は、新設分割設立法人の設立登記の日）をいう。 (設立無効等の判決を受けた場合の清算) 1-4-4 会社法 (連結子法人に更生手続開始の決定があった場合の連結事業年度) 1-4-5	(組織変更の場合の連結事業年度) 1-4-2 連結法人が商法その他の法令の規定によりその組織を変更して他の種類の法人となった場合（当該連結法人が、組織変更後においても組織変更前の連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係がある場合に限る。）には、組織変更前の連結法人の解散の登記、組織変更後の連結法人の設立の登記にかかわらず、その解散又は設立はなかったものとして取り扱う。したがって、当該連結法人の連結事業年度は、その組織変更によっては区分されず継続することに留意する。 (解散、継続、合併又は分割の日) 1-4-3 また、同条第2号、第11号及び第15号の「合併の日」とは、合併契約において合併期日として定めた日をいい、同条第3号及び第12号の「分割型分割の日」とは、分割契約若しくは分割計画において分割期日として定めた日をいう。 (設立無効等の判決を受けた場合の清算) 1-4-4 商法 (連結子法人に更生手続開始の決定があった場合の連結事業年度) 1-4-5

改 正 後	改 正 前
金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第 148 条の 2 第 2 項又は第 321 条の 2 第 2 項《事業年度の特例》……………	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第 148 条第 2 項又は第 321 条第 2 項《事業年度の特例》……………

六 連結同族会社

改 正 後	改 正 前
(株式会社における連結同族会社の判定) 1－5－1 <u>連結親法人である株式会社が同族会社であるかどうかを判定する場合において、法第 2 条第 10 号《同族会社の意義》の株式又は出資の数又は金額による判定により同族会社に該当しないときであっても、例えば、議決権制限株式を発行しているとき又は令第 4 条第 5 項《同族関係者の範囲》に規定する「当該議決権を行使することができない株主等」がいるときなどは、同項の議決権による判定を行う必要があることに留意する。</u> <u>(注) 法第 2 条第 10 号に規定する「株式」及び「発行済株式」には、議決権制限株式が含まれる。</u> (名義株についての株主等の判定) 1－5－2 ……………株主名簿、社員名簿又は定款に記載又は記録されている株主等…………… (連結同族会社の判定の基礎となる株主等) 1－5－5 …………… ……………<u>株式若しくは出資の所有割合又は議決権の所有割合</u>…………… ………	(議決権のない株式がある場合の連結同族会社の判定) 1－5－1 <u>法第 2 条第 10 号《同族会社の意義》に規定する「株式」及び「発行済株式」には、議決権のない株式が含まれる。</u> (名義株についての株主等の判定) 1－5－2 ……………株主名簿又は社員名簿に記載されている株主等…………… (連結同族会社の判定の基礎となる株主等) 1－5－5 …………… ……………<u>持株割合</u>……………

(議決権を行使することができない株主等有する議決権の意義)

1－5－6 令第4条第3項第2号《同族関係者の範囲》に規定する「議決権を行使することができない株主等有する当該議決権」には、例えば、子会社の有する親会社株式など、その株式の設定としては議決権があるものの、その株主等有することを理由に会社法第308条第1項《議決権の数》の規定その他の法令等の制限により議決権がない場合におけるその議決権がこれに該当する。

令第4条第5項に規定する「議決権を行使することができない株主等有する当該議決権」についても、同様とする。

(同一の内容の議決権を行使することに同意している者の意義)

1－5－7 令第4条第6項《同族関係者の範囲》に規定する「同一の内容の議決権を行使することに同意している者」に当たるかどうかは、契約、合意等により、個人又は法人との間で当該個人又は法人の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している事実があるかどうかにより判定することに留意する。

(注) 単に過去の株主総会等において同一内容の議決権行使を行ってきた事実があることや、当該個人又は法人と出資、人事・雇用関係、資金、技術、取引等において緊密な関係があることのみをもっては、当該個人又は法人の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者とはならない。

(同一の内容の議決権を行使することに同意している者がある場合の連結同族会社の判定)

1－5－8 令第4条第6項《同族関係者の範囲》の規定により当該議決権に係る会社の株主等であるものとみなされる個人又は法人は、法第2条第10号《同族会社の意義》の株式又は出資の数又は金額による同族会社の判定の場合にあ

(新 設)

(新 設)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>っては、株主等とみなされないことに留意する。</u> <u>令第4第3項第1号《他の会社を支配している場合》の他の会社の判定に当たっても、同様とする。</u>	

七 組織再編成

改 正 後	改 正 前
(組織再編成の日) 1－6－1 <u>連結法人が合併、分割、現物出資、事後設立又は株式交換若しくは株式移転</u>（以下1－6－1において「組織再編成」という。）を行った場合における当該組織再編成の日は、当該組織再編成により当該連結法人が合併法人、分割承継法人、被現物出資法人<u>若しくは被事後設立法人にその有する資産及び負債の移転をした日又は株式交換若しくは株式移転を行った日</u>をいうのであるから、留意する。 (㊦) 合併又は分割の場合における当該移転をした日は、<u>合併の効力を生ずる日（新設合併の場合は、新設合併設立法人の設立登記の日）又は分割の効力を生ずる日（新設分割の場合は、新設分割設立法人の設立登記の日）</u>をいう。 <u>また、株式交換又は株式移転を行った日とは、株式交換の効力を生ずる日又は株式移転完全親法人の設立登記の日をいう。</u> （合併等に際し1株未満の株式の譲渡代金を被合併法人等の株主等に交付した場合の適格合併等の判定） 1－6－2 連結法人が行った合併が法第2条第12号の8《適格合併》に規定する適格合併に該当するかどうかを判定する場合において、<u>被合併法人の株主等に交付された金銭が、その合併に際して交付すべき合併法人の株式（出資を</u>	(組織再編成の日) 1－6－1 連結法人が合併、分割、現物出資又は事後設立（以下1－6－1において「組織再編成」という。）を行った場合における当該組織再編成の日は、当該組織再編成により当該連結法人が合併法人、分割承継法人、被現物出資法人<u>又は被事後設立法人にその有する資産及び負債の移転をした日</u>をいうのであるから、留意する。 (㊦) 合併又は分割の場合における当該移転をした日は、<u>合併契約において合併期日として定めた日又は分割契約若しくは分割計画において分割期日として定めた日</u>をいう。 （合併等に際し1株未満の株式の譲渡代金を被合併法人等の株主等に交付した場合の適格合併等の判定） 1－6－2 連結法人が行った合併が法第2条第12号の8《適格合併》に規定する適格合併に該当するかどうかを判定する場合において、<u>合併法人が合併に際し被合併法人の株主等に交付する株式（出資を含む。以下1－6－3までに</u>

含む。以下 1－6－3 までにおいて同じ。)に 1 株未満の端数が生じたためにその 1 株未満の株式の合計数に相当する数の株式を他に譲渡し、又は買い取った代金として交付されたものであるときは、当該株主等に対してその 1 株未満の株式に相当する株式を交付したこととなることに留意する。ただし、その交付された金銭が、その交付の状況その他の事由を総合的に勘案して実質的に当該株主等に対して支払う合併の対価であると認められるときは、当該合併の対価として金銭が交付されたものとして取り扱う。

連結法人が行った分割、株式交換又は株式移転が法第 2 条第 12 号の 11 《適格分割》、第 12 号の 16 《適格株式交換》又は第 12 号の 17 《適格株式移転》に規定する適格分割、適格株式交換又は適格株式移転に該当するかどうかを判定する場合についても、同様とする。

(㉔) 当該 1 株未満の株式は、令第 4 条の 2 第 3 項第 5 号《適格合併の要件》、第 6 項第 6 号《適格分割の要件》、第 15 項第 5 号《適格株式交換の要件》及び第 20 項第 5 号《適格株式移転の要件》に規定する議決権のないものに該当する。

(名義株がある場合の適格合併等の判定)

1－6－3

.....株主名簿、社員名簿又は定款に記載又は記録されている株主等.....

同条第 12 号の 11 イ若しくはロ《適格分割》、第 12 号の 14 イ若しくはロ《適格現物出資》、第 12 号の 16 イ若しくはロ《適格株式交換》又は第 12 号の 17 イ若しくはロ《適格株式移転》.....

(従業者の範囲)

1－6－4 法第 2 条第 12 号の 8 ロ(1)若しくは令第 4 条の 2 第 3 項第 3 号《適

において同じ。)に 1 株未満の株式が生じたためその 1 株未満の株式の合計数に相当する株式を他に譲渡し、その譲渡代価を当該株主等に交付したときは、当該株主等に対してその 1 株未満の株式に相当する株式を交付したこととなることに留意する。

連結法人が行った分割が法第 2 条第 12 号の 11 《適格分割》に規定する適格分割に該当するかどうかを判定する場合も、同様とする。

(㉔) 当該 1 株未満の株式は、令第 4 条の 2 第 3 項第 5 号《適格合併の要件》及び同条第 6 項第 6 号《適格分割の要件》に規定する議決権のないものに該当する。

(名義株がある場合の適格合併等の判定)

1－6－3

.....株主名簿又は社員名簿に記載されている株主等.....

同条第 12 号の 11 イ若しくはロ《適格分割》又は第 12 号の 14 イ若しくはロ《適格現物出資》.....

(従業者の範囲)

1－6－4 法第 2 条第 12 号の 8 ロ(1)若しくは令第 4 条の 2 第 3 項第 3 号《適

改 正 後	改 正 前
格合併の要件》、法第2条第12号の11ロ(2)若しくは令第4条の2第6項第4号《適格分割の要件》、<u>法第2条第12号の14ロ(2)若しくは令第4条の2第10項第4号《適格現物出資の要件》、法第2条第12号の16ロ(1)若しくは令第4条の2第15項第3号《適格株式交換の要件》又は法第2条第12号の17ロ(1)若しくは令第4条の2第20項第3号《適格株式移転の要件》</u>に規定する「従業者」とは、役員、使用人その他の者で、合併、分割、<u>現物出資、株式交換又は株式移転</u>の直前において被合併法人の合併前に営む事業、分割事業（同条第6項第1号に規定する分割事業をいう。以下この節において同じ。）<u>、現物出資事業（同条第10項第1号に規定する現物出資事業をいう。以下この節において同じ。）</u>、<u>株式交換完全子法人の事業又はそれぞれの株式移転完全子法人の事業</u>に現に従事する者をいうものとする。ただし、これらの事業に従事する者であっても、例えば、日々雇い入れられる者で従事した日ごとに給与等の支払を受ける者について、法人が従業者の数に含めないこととしている場合は、これを認める。 同条第3項第2号、第6項第2号、<u>第10項第2号、第15項第2号又は第20項第2号《共同事業要件》</u>の従業者の範囲についても、同様とする。 (注)1被合併法人の合併前に営む事業、分割事業、<u>現物出資事業、株式交換完全子会社の事業又はそれぞれの株式移転完全子法人の事業</u> 2 3 (主要な事業の判定) 1 - 6 - 5 同条第12号の16ロ(2)《適格株式交換》又は第12号の17ロ(2)《適格株式移	格合併の要件》、法第2条第12号の11ロ(2)若しくは令第4条の2第6項第4号《適格分割の要件》<u>又は法第2条第12号の14ロ(2)若しくは令第4条の2第10項第4号《適格現物出資の要件》</u>に規定する「従業者」とは、役員、使用人その他の者で、合併、分割<u>又は現物出資</u>の直前において被合併法人の合併前に営む事業、分割事業（同条第6項第1号に規定する分割事業をいう。以下この節において同じ。）<u>又は現物出資事業（同条第10項第1号に規定する現物出資事業をいう。以下この節において同じ。）</u>に現に従事する者をいうものとする。ただし、これらの事業に従事する者であっても、例えば日々雇い入れられる者で従事した日ごとに給与等の支払を受ける者について、法人が従業者の数に含めないこととしている場合は、これを認める。 同条第3項第2号、第6項第2号<u>又は第10項第2号《共同事業要件》</u>の従業者の範囲についても、同様とする。 (注)1被合併法人の合併前に営む事業、分割事業<u>又は現物出資事業</u>..... 2 3 (主要な事業の判定) 1 - 6 - 5

転)における判定についても、同様とする。

(事業規模を比較する場合の売上金額等に準ずるもの)

1-6-6 令第4条の2第3項第2号《適格合併に係る共同事業要件》、第6項第2号《適格分割に係る共同事業要件》、第10項第2号《適格現物出資に係る共同事業要件》、第15項第2号《適格株式交換に係る共同事業要件》又は第20項第2号《適格株式移転に係る共同事業要件》……………

(注) ……………

(特定役員の範囲)

1-6-7 ……………
……………社長、副社長、代表取締役、代表執行役、専務取締役又は常務取締役……………

(移転資産の範囲—借地権の設定)

1-6-11 ……………

(注) ……………

……………第62条の3第1項……………

(資産等の移転が設立の時から6月以内に行われなかったことについてのやむ得ない事情)

1-6-13 令第4条の2第11項第3号……………

(事業規模を比較する場合の売上金額等に準ずるもの)

1-6-6 令第4条の2第3項第2号《適格合併に係る共同事業要件》、第6項第2号《適格分割に係る共同事業要件》又は第10項第2号《適格現物出資に係る共同事業要件》……………

(注) ……………

(特定役員の範囲)

1-6-7 ……………
……………社長、副社長、代表取締役、専務取締役又は常務取締役……………
……………

(注) 専務取締役及び常務取締役の意義については8-2-2《専務取締役等の意義》による。

(移転資産の範囲—借地権の設定)

1-6-11 ……………

(注) ……………

……………第62条の3……………

(資産等の移転が設立の時から6月以内に行われなかったことについてのやむ得ない事情)

1-6-13 令第4条の2第13項第3号……………

改 正 後	改 正 前
(資産等の移転による譲渡の対価の額) 1-6-14 令第4条の2第11項第4号……………	(資産等の移転による譲渡の対価の額) 1-6-14 令第4条の2第13項第4号……………

八 資本金等の額及び資本等取引

改 正 後	改 正 前
第7節 <u>資本金等の額及び資本等取引</u> (<u>資本金の増加の日</u>) 1-7-1 ……………<u>資本金又は出資金</u>……………<u>資本金又は出資金</u> …………… (1) <u>金銭の払込み又は金銭以外の財産の給付による増資の場合</u> ((3)に該当する場合を除く。) <u>次に掲げるいずれかの日</u> イ <u>払込み又は給付の期日を定めたとき</u> <u>当該期日</u> ロ <u>払込み又は給付の期間を定めたとき</u> <u>当該払込み又は給付をした日</u> (2) <u>準備金の額若しくは剰余金の額の減少による増資の場合又は再評価積立金の資本組入れによる増資の場合</u> <u>その効力を生ずる日。ただし、当該効力を生ずる日を定めていない場合には、当該減少又は組入れに関する社員総会又はこれに準ずるものの決議の日</u> (3) <u>新株予約権及び新株予約権付社債に係る新株予約権の行使による増資の場合</u> <u>新株予約権を行使した日</u>	第7節 <u>資本等の金額及び資本等取引</u> (<u>資本の増加の日</u>) 1-7-1 ……………<u>資本又は出資</u>……………<u>資本又は出資</u>…………… …………… (1) <u>払込み又は現物出資による増資の場合</u> ((3)に該当する場合を除く。) <u>払込期日</u> (<u>現物出資の場合には、現物出資の目的となった財産の給付の期日</u>) (2) <u>利益若しくは準備金の資本組入れ又は再評価積立金の資本組入れによる増資の場合</u> <u>当該組入れに関する取締役会又は株主総会若しくは社員総会の決議の日。ただし、その決議により増資の日として定められた日があるときは、その日</u> (注) <u>利益又は準備金の資本組入れにより増資が行われた場合には、当該資本の増加の日において当該組み入れた額に相当する金額の連結個別資本積立金額を減算することに留意する。</u> (3) <u>新株予約権及び新株予約権付社債に係る新株予約権の権利行使による増資の場合</u> <u>払込みがあった日。ただし、権利行使があったときに代用払込みの請求があったものとみなす場合には、その権利行使の日</u>

(加入金)

1-7-2 令第8条の2《連結個別資本金等の額》……………連結個別資
本金等の額……………令第8条第1項第4号《資本金等の額》……………

……

1-7-3 削 除

(資本等取引に該当する利益等の分配)

1-7-4 ……………
……………剰余金又は利益の処分により配当又は分配をしたもの……………

……

1-7-5 削 除

(加入金)

1-7-2 法第2条第17号の3《連結個別資本積立金額の意義》……………
……………連結個別資本積立金額……………同条第17号ハ《資本積立金額の意
義》……………

(利益準備金の資本組入れがあった場合の連結個別資本積立金額の減算)

1-7-3 連結法人が商法第293条ノ3《準備金の資本組入れ》の規定により
利益準備金の資本組入れを行った場合には、当該組み入れた金額に相当する金
額につき連結個別利益積立金額を減算することなく連結個別資本積立金額を減
算するのであるから、留意する。

(注) 当該減算する連結個別資本積立金額が当該組入れ前の連結個別資本積立
金額を超える場合には、当該組入れ後における連結個別資本積立金額はマイ
ナスとなることに留意する。

(資本等取引に該当する利益等の分配)

1-7-4 ……………
……………確定した決算において利益又は剰余金の処分により配当等とし
たもの……………

(外貨建ての転換社債型新株予約権付社債の権利行使があった場合の連結個別資
本積立金額)

1-7-5 外貨建ての転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の行使に
より株式を発行した場合において、これに伴いその連結個別資本積立金額とさ
れる金額は、その行使の対象となった転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額
から当該株式の発行により資本に組み入れられた金額を控除した金額とする。

改 正 後	改 正 前
(募集株式の買取引受けに係る株式払込剰余金) 1-7-6 連結法人が募集株式を証券会社を買取引受けさせた場合におけるその払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額のうち資本金として計上しなかった金額は令第8条の2《連結個別資本金等の額》の規定により連結個別資本金等の額を計算する場合の令第8条第1項第1号《資本金等の額》に掲げる金額に該当するのであるが、この場合に証券会社に支払う引受手数料の額は、たとえその買取引受けに係る募集新株の全部又は一部を最終的に当該証券会社が取得したときであっても、令第14条第1項第5号《新株発行費》に規定する新株発行費に該当する。 (資本金の額が零の場合) 1-7-7 会社法の規定の適用を受ける連結法人で資本金の額が零のものについては、資本を有しない連結法人には該当しないことに留意する。	(注) 転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権の行使があったときに代用払込の請求があったものとみなす旨を決議した新株予約権付社債のうち、次のいずれかの事項があらかじめ社債要項等において明らかにされているものをいう。 (1) 新株予約権について消却事由を定めておらず、かつ、社債についても繰上償還を定めていないこと。 (2) 新株予約権について消却事由を定めている場合には、新株予約権が消却されたときに社債も同時に償還されること、かつ、社債について繰上償還を定めている場合には、社債が繰上償還されたときに新株予約権も同時に消却されること。 (新株の買取引受けに係る株式払込剰余金) 1-7-6 連結法人が増資新株をその発行価額で証券会社を買取引受けさせた場合におけるその発行価額のうち資本に組み入れなかった金額は法第2条第17号の3《連結個別資本積立金額の意義》の規定により連結個別資本積立金額を計算する場合の同条第17号イ《資本積立金額の意義》に掲げる金額に該当するのであるが、この場合に証券会社に支払う引受手数料の額は、たとえその買取引受けに係る増資新株の全部又は一部を最終的に当該証券会社が買い取って払い込んだときであっても、令第14条第1項第6号《新株発行費》に規定する新株発行費に該当する。 (新 設)